令和７年度
入間市学童保育室のご案内

入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

入間市こども支援部青少年課放課後子ども担当
〒358-8511入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111(内線2362～2364)

目次

- 入間市立（公立）学童保育室一覧表……２
- 入間市民間学童保育室一覧表……３
- 対象児童……４
- 申込みの要件……４
- 申込みについて……４

  ◆令和７年４月入室の申込み日程について（予定）……４

  ◆令和７年５月以降入室の申込み締め切り日について（予定）…５
- 申込みに必要な書類……５
- 入室まで……６
- 開室時間……６
- 保育料等……７
- 休室日……７
- 土曜の合同保育……８
- 入室後について（届出等）……９
- 送り迎え……９
- 必要な持ち物……１０
- 退室について……１０

入間市立（公立）学童保育室一覧表　（令和6年10月1日現在）

保育室名（クラブ名）	所在地	電話番号	定員
豊岡学童保育室 （ひまわり学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2962-7871	40人
豊岡第二学童保育室 （ひまわり第二学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2935-7140	40人
藤沢学童保育室 （藤沢なかよし学童クラブ）	上藤沢384-3 藤沢小学校地内	04-2964-1306	40人
西武学童保育室 （なかよし学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2932-2701	40人
西武第二学童保育室 （なかよし第二学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2931-1006	40人
東金子学童保育室 （あすなろ学童クラブ）	小谷田1524 東金子小学校内	04-2964-0514	40人
藤沢北学童保育室※ （たんぽぽ学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2964-3718	40人
藤沢北第二学童保育室※ （たんぽぽ第二学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7318	40人
藤沢北第三学童保育室※ （たんぽぽ第三学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7461	40人
高倉学童保育室 （つくしんぼ学童クラブ）	高倉4-14-7 高倉小学校内	04-2963-1806	40人
黒須学童保育室 （どんぐり学童クラブ）	春日町2-14-59 黒須小学校隣接地	04-2964-9925	70人
扇学童保育室 （あおぞら学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2964-7899	60人
扇第二学童保育室 （あおぞら第二学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2965-5511	50人
金子学童保育室※ （やまびこ学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-3271	50人
金子第二学童保育室※ （やまびこ第二学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-5290	40人
狭山学童保育室 （狭山なかよし学童クラブ）	二本木71-1 狭山小学校地内	04-2934-4986	70人
藤沢南学童保育室 （たけのこ学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-3749	40人
藤沢南第二学童保育室 （たけのこ第二学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-6573	40人
藤沢東学童保育室 （ふたば学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校内	04-2963-4112	70人
藤沢東第二学童保育室 （ふたば第二学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校地内	04-2003-1535	40人
仏子学童保育室 （さくら学童クラブ）	仏子433-1 仏子小学校地内	04-2932-8877	50人
宮寺学童保育室 （やまなみ学童クラブ）	宮寺594-1 宮寺小学校内	04-2934-4118	40人
新久学童保育室 （ちゃのはな学童クラブ）	新久500 新久小学校内	04-2936-5128	60人
東町学童保育室 （トトロ学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2963-8515	55人
東町第二学童保育室 （トトロ第二学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2964-5670	40人

入間市民間学童保育室一覧表　（令和6年10月1日現在）

保育室名(クラブ名)	所在地	電話番号	定員
アフタールーム「チポリーノ」	下藤沢1305-2 ◆主に藤沢小学校区	04-2963-0341 080-4942-5556	26人
LEGATO	扇台6-10-22 ◆主に扇小学校区	04-2968-3811 090-9856-5792	30人
民間学童　スキップキッズ	野田554 ◆主に西武小学校区	080-7505-7344	40人

※上記の民間学童保育室につきましては、入間市こども支援部青少年課では、入室の申込みを受け付けておりませんのでご注意ください。

※民間学童保育室への申込み方法、開室時間等施設の詳細情報につきましては、各施設へ直接お問い合わせください。

※公立学童保育室と民間学童保育室両方に申込みをした場合は、その旨を青少年課へお申出ください。（両方に申し込んだことによる入室審査への影響はありません。）

対象児童

市内に住所を有する小学生または、市内の小学校に就学している児童（小学１年生から６年生）

申込みの要件

1. **「常時留守家庭となる児童」**または**「特別な事情により家庭での保育が困難な児童」**

「常時留守家庭となる児童」

〇保護者が外で仕事をすることなどにより、家庭が常時留守の場合

※**留守の状況が原則１６時以降まで、かつ、１ヶ月１６日以上であること**

勤務終了時間に通勤時間を加味し、１６時以降まで留守の状況である必要があります。

→１年生のみ、１６時ではなく１５時に条件を緩和しています。

「特別な事情により家庭での保育が困難な児童」

〇保護者が長期にわたる疾病状態にある、または精神もしくは身体に障害を有している場合

〇その児童の家庭に常時介護等を必要とする病人がいる場合

〇保護者の方が出産予定である場合

※出産要件での入所は、出産予定月と前後１ヶ月の通算３か月まで利用可能。

次に該当する場合は、入室の優先順位が低くなり、施設の状況等により入室できないことがあります。

- 高学年の児童
- 同居の祖父母等がいる場合
- 家庭内就労（自営業等）の場合

2. 保護者（中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センター）が決められた時間までに迎えに来られること

3. 保育料を滞納していないこと

申込みについて

申込および面接（次の①・②の手順で手続きしてください。）

A） **令和７年４月入室申込の場合**（予定）

① 下記の期間中に申込書及び各証明書等をご提出ください。

【オンライン申請受付期間】

令和６年１０月２１日（月）～令和６年１１月１３日（水）２４時まで

１１/７までに青少年課までご連絡ください。受付日をご案内します。

【紙での申請受付期間】

令和６年１１月８日（金）～令和６年１１月１３日（水）（土日除く）

※１１月１４日（木）以降の申込みについては、５月入室の申込みとして受け付けます。

４月からの入室はできません。

※お引越し等により、急遽入室を希望される場合は、ご相談ください。

■申込書類に不備がある場合（青少年課から LINE またはお電話で連絡）
補正期限：**令和６年１１月２９日（金）厳守**
※期限内に補正がない場合は審査対象外となります。
期限後にご提出いただいた場合、５月入室での申請に切り替えます。

② 申込書提出後、学童保育室へ連絡し、面接日程の調整をしてください。（閉室日の場合は翌開室日）
期間：**令和６年１０月２２日（火）から令和６年１１月２９日（金）まで**（日曜・祝日除く）

※面接について
学童保育室で、上記期間中に児童と一緒に受けてください。
- 持ち物「児童健康調査票」（HP よりダウンロードまたは申込受付時にお渡し）
→事前に記入して、面接時に提出。

ことばの遅れや心身などに障害、またはアレルギーなどある場合は、必ずお申し出ください。
なお、**面接が終了しないと申請完了**となりません。

B） **令和７年５月以降入室申込の場合**（予定）
① 毎月１０日までにオンラインからの申請をお願いします。
※紙による申請の場合は、市役所青少年課窓口での受付
（受付時間：午前８：３０～１２：００、午後１３：００～１７：１５）

② 提出後、学童保育室へ連絡し、利用開始月の前月１５日（閉室日の場合は翌開室日）までに面接を受けてください。

申込みに必要な書類

就労証明書は紙でもデータでも
オンライン申請可能

①学童保育室入室申込書（※オンライン申請の場合入力）
②家庭状況届（兼調査票）（※オンライン申請の場合入力）
③留守家庭等の状況を証明するための証明書（下記参照）

保護者の状況		申請に必要な書類
1. 就労	会社等に勤務（固定就労）	就労（内定）証明書　**（※就労のある同居家族全員分）**
	会社等に勤務（変則就労）	① 就労（内定）証明書 ② 勤務実績申告書、または直近1ヶ月分のシフト表の写しなど実際の勤務日数や勤務時間がわかるもの
	自営業	① 就労（内定）証明書 ② 直近の確定申告の写しもしくは住民税申告書の写し ③ 勤務実績申告書 **（※対象となる同居家族全員分①～③すべて）**
2. 出産		母子手帳の母の氏名及び出産予定日記載のページの写し
3. 疾病		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し　いずれか1つ
4. 看護・介護		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し　いずれか1つ
5. 就学・技能訓練など		在学証明書及び時間割等スケジュールがわかるもの
6. その他		必要に応じて書類を提出

※紙の申請にて、兄弟姉妹が同時に申し込む場合、申請人数分（コピー可）必要となります。
※就労証明書・診断書は指定の様式があります。就労証明書以外の市で用意する様式は、青少年課窓口に設置または入間市公式ホームページに掲載しております。
【ホーム＞メニュー＞子育て・教育＞学童保育室＞令和７年度学童保育室の申込みについて】
https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/seishonenka/gakudo_hoiku/12090.html

入室まで

1. 調　査

保護者の就労状況等を調査します。電話等により状況確認を行う場合があります。

2. 入 室 審 査

学童保育室の定員に対する入室状況から、申込者数や留守家庭等の状況、面接の結果など総合的に審査し、入室を決定します。

学童保育室等の面接において、その子に対する職員の増員や施設整備などが必要であると判断された場合、入室保留となることがあります。

なお、入室審査が終わるまで入室の可否はお答えできません。

3. 保護者への連絡

審査終了後

A） 令和７年４月入室申込の場合

令和７年１月下旬（予定）に入室の決定・保留について文書により通知します。

B） 令和７年５月以降入室申込みの場合

毎月２０日頃に入室の決定・保留について文書により通知します。

《決 定 の 場 合》

・翌月の１日から入室できます。

・入室に関する説明がありますので、必ず入室決定を受けた学童保育室へ連絡してください。

《保 留 の 場 合》

・入室保留となった場合は、翌月以降も引き続き入室審査を行います。
　毎月２０日前後に、入室となった場合のみ、文書による通知でお知らせします。

・継続審査を希望されない場合は、入室申込みの取下げを申し出てください。

・継続審査には、既存の申込書類を使用します。
　記載内容に変更があった場合のみ、変更後の書類を速やかにご提出ください。

・申込書の有効期限は令和８年３月までです。
　翌年度の入室申込みは、別途必要になりますのでご注意ください。（翌年度の申込期間等については、市 HP などでお知らせします。）

開室時間

《平　　日》　（放課後）～１８時３０分（延長保育１８時３０分～１９時）

《土曜・学校休業日》　８時　～１８時３０分

（延長保育７時３０分～８時、１８時３０分～１９時）

※申請により延長の利用が可能です。延長保育は追加料金がかかります。（P. ７）

《　平日保育の例　》

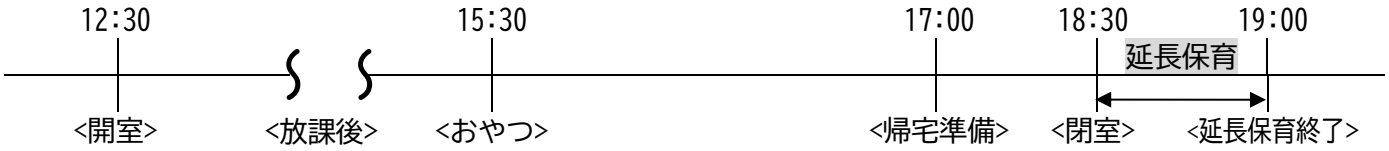

《　土曜・学校休業日保育の例　》

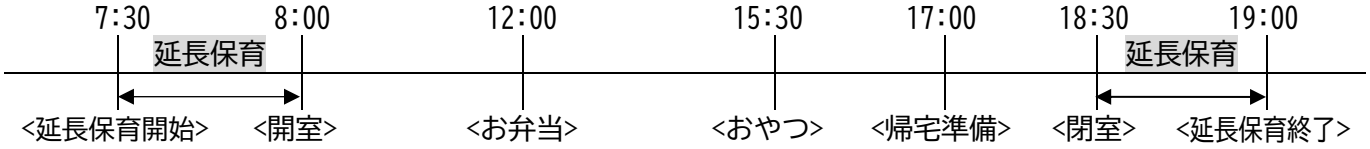

※お仕事がお休み等でご在宅の場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

保育料等

（１）保育料は月額７,０００円（D 階層）です。土曜・長期休業日などの学校休業日、延長保育の利用実績に応じて、翌月の保育料へ額が加算されます。
また、入室決定後、下表の A・B・C 階層に該当する場合は、保育料が減免となりますので、必要書類をご提出ください。
過去に入室していて保育料が減額・免除となった方でも、毎年度申請が必要です。

※保育料の算定にあたっては、家計の主宰者（主に生計を維持する方）が両親以外の場合は、その方の課税額も含めて決定します。

<table>
<tr><th>区分</th><th>令和６年分
所得税</th><th>令和６年度
市民税</th><th>保育料</th><th>学校休業日
加算額</th><th>延長時間加算額
（朝・夕別加算）</th><th>傷害保険料
保護者負担金</th></tr>
<tr><td>D階層</td><td>課税</td><td>－</td><td>７,０００円／月</td><td>２８０円／日</td><td rowspan="2">１００円／回</td><td rowspan="2">１,０００円／年</td></tr>
<tr><td>C階層</td><td>非課税</td><td>課税</td><td>３,０００円／月</td><td>１２０円／日</td></tr>
<tr><td>B階層</td><td>非課税</td><td>非課税</td><td rowspan="2">０円</td><td rowspan="2">０円</td><td rowspan="2">０円</td><td rowspan="2">０円</td></tr>
<tr><td>A階層</td><td colspan="2">生活保護等</td></tr>
<tr><td colspan="3">支払い時期</td><td>当月末払い</td><td colspan="2">翌月末払い</td><td>利用開始月の月末払い</td></tr>
</table>

（２）傷害保険料は、年額約２,０００円のうち、保護者負担金として１,０００円を入室月にご負担いただきます。年度途中にご入室された場合でも減額はありません。またご退室された場合でも、返金はありません。

◆傷害保険の補償内容（参考：令和６年度）
保　険　期　間　：令和６年４月から令和７年３月３１日まで
保 険 対 象 者　：入間市学童保育室利用児童

<table>
<tr><th colspan="2">補償項目</th><th>保険金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡・後遺障害</td><td>傷害事故</td><td>３５０万円</td><td rowspan="2">後遺障害は程度に応じて
１００%から４%</td></tr>
<tr><td>特定疾病事故</td><td>３５０万円</td></tr>
<tr><td>入院日額</td><td>傷害事故</td><td>５,０００円</td><td>１８０日程度</td></tr>
</table>

	特定疾病事故	５,０００円	
通院日額	傷害事故	３,０００円	９０日程度
	特定疾病事故	３,０００円	

※特定疾病：熱中症、脱水症、低体温症、細菌性食中毒限定

※天災危険対象外

（３）毎月１日現在の在籍により保育料がかかります。
１ヶ月間一度も利用がない場合や、月の途中で退室した場合も減額等はありません。

（４）保育料は、口座振替による納入をお願いしていますので、「口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。振替日は、毎月末日（金融機関休業日の場合翌営業日）です。

※保育料は、お子さんをお預かりするのに必要な経費の一部に充てるものです。納期限までに必ず納入してください。

休 室 日

休室日は、日曜日、祝祭日（振替休日)、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）です。

～このような場合、保育はできません～

＊お子さんが、新型コロナウイルス感染症、はしか、風疹、おたふくかぜなどの感染症にかかっている場合（学校で出席停止と判断された場合は、次に学校に登校する日まで）

＊新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどにより、学校・学級閉鎖の場合

＊台風・大雪などで、安全な保育ができないと判断された場合

（自然災害等により閉室となる場合は、入退室管理システム（P.９参照）からメッセージを配信します。）

土曜日の合同保育

土曜日は、下表①～⑩の地区ごとに集約して、合同保育をします。
合同保育は、地区ごとで保育を実施させていただくものです。なお、保育を実施する施設は、学期ごとに変わります。詳細は、入室が決まり次第、ご連絡いたします。

地区	学童保育室A	学童保育室B	学童保育室C	学童保育室D	学童保育室E
①	豊岡	豊岡第二	高倉	黒須	
②	西武	西武第二	仏子	東金子	
③	藤沢北	藤沢北第二	藤沢北第三	―	
④	扇	扇第二	東町	東町第二	藤沢
⑤	金子	金子第二	―	―	
⑥	狭山	宮寺	新久	―	
⑦	藤沢南	藤沢南第二	藤沢東	藤沢東第二	

入室後について（届出等）

（１）入室決定の連絡を受けたら、小学校の担任の先生にもその旨をお知らせください。
※４月入室の場合に限り、小学校への連絡は不要です。

（２）保護者・児童の住所、勤務先、氏名、家族構成等が変わったときは、速やかに青少年課または学童保育室へ届け出てください。

（３）必ず入退室管理システム※へご登録ください。
登録の手順については、入室決定後に別途文書を郵送してお知らせします。

※入退室管理システムとは、ご利用のお子さんの入退室の予定及び実績の管理・緊急時のメッセージ配信等を行うために導入しているシステムです。

（４）各日の利用予定（出欠席、来室及び退室予定時刻、お迎えの保護者）について、入退室管理システムから必ず登録してください。
ご登録いただいた利用予定と異なる利用状況であった場合、**勤務先等への電話連絡により確認をさせていただく場合があります。**
また、学校授業日に欠席する場合は、学校の担任にもお知らせください。

（５）保護者の死亡、離婚、再婚等の場合は、青少年課または学童保育室まで必ず届け出てください。

（６）学童保育室の施設備品を破損した場合は、修繕費をご負担いただきます。

送り迎え

（１）《放課後の来室時》
学校の指示に従い、来室してください。
また、学童保育室の職員は、学校へ迎えに行くことはできません。

《学校休業日の来室時》
必ず保護者の方がお連れください。お子さんだけでの来室はできません。

（２）お子さんの安全確保のため、各日のお迎えの保護者について、入退室管理システムから登録してください。

（３）入退室管理システムで登録していた保護者が、何らかの理由で開室時間内にお迎えに来られない場合は、中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センターに依頼するなど、必ず閉室時間までに児童の引き渡しができるようお願いします。
また、お迎えに来られる方が変更となる場合は、必ずその旨を学童保育室へご連絡ください。事前連絡がない場合、安全な引き渡しができないと判断し、保護者の確認が取れるまではお子様を引き渡すことが出来かねますので、ご協力をお願いいたします。

必要な持ち物

持ち物には、必ず名前を書いてください。また、持ち物の盗難・紛失・破損等につきましては、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

次のものを準備してください。お金やおもちゃなどは、持たせないでください。

《平日（放課後）の持ち物》

・ひも付きタオル※衛生管理上、毎日交換してください。
・着替え一式（服上下、下着、靴下、ビニール袋）
・上履き
・生理用品（※お子さんの状況により持たせてください。）

※各施設で異なる場合がありますので、詳しくは入室する学童保育室にお問い合わせください。

《土曜・学校休業日の持ち物》

・弁当
・水筒
・勉強道具
・帽子

※放課後児童支援員は、学習指導はしません。

退室について

退室希望月の１５日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに「退室届」を提出してください。

【オンライン申請の場合】→学童保育室に掲示してある QR コードから読み込み、提出してください。
市 HP 内、学童保育室各種申請ページからも届出可能。
【用紙で提出の場合】　→青少年課窓口もしくは各学童保育室にあります。

◆また、次の事項に該当した場合は、退室となる旨、申込時に同意をいただいておりますので、学童保育室の利用にあたっては、十分にご留意願います。

① 保護者の方が、決められた時間までに送迎することができていないと判断した場合
② **毎月１５日現在で、前月以前に３か月分の保育料を滞納した場合**